

インターネット上に公開された
個人に関する情報等の取扱いに関する研究会
(インターネット上の情報に関する最近の国内外の動き②)

平成29年8月
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政第二課

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例について

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例【平成28年条例第1号】

- ・ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図ることを目的とする(第1条)。
- ・条例の対象となるヘイトスピーチについて、目的、態様、不特定性の観点から具体的に定義(第2条)。
 - ※ヘイトスピーチを撮影した動画等を不特定多数が閲覧できる状態に置く行為もヘイトスピーチに該当(第2条2項2号)。
- ・中立・公平な立場からヘイトスピーチ該当性や拡散防止措置・公表内容を審査するため、有識者による大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置する(第6条～第10条)。
- ・ヘイトスピーチに該当する表現活動が行われた場合、審査会の答申を踏まえ、市は表現内容の拡散防止措置をとるとともに、①表現内容の概要、②実施した拡散防止措置及び③表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表する(第5条)。
 - ※上記措置及び公表は、国の人権侵犯事件に係る救済制度等と連携を図りつつ実施されなければならない(第4条)。
- ・市はヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う(第3条)。
- ・条例の適用に当たっては、表現の自由など憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない(第11条)。
- ・平成28年7月1日に全面施行。

大阪市条例を巡るこれまでの主な経過

- 平成28年1月18日
 - ・条例を公布。審査会の設置や拡散防止措置・公表措置等に係る規定を除き施行。
- 平成28年7月1日
 - ・条例を全面施行、審査会を設置。
- 平成29年4月28日
 - ・インターネット上の投稿サイトでヘイトスピーチに該当する表現活動を行った者の氏名又は名称に関する情報を、当該投稿サイトの運営者から取得するために市としてとりうる方策について、市から審査会に諮問。
- 平成29年6月1日
 - ・大阪市内で行われたデモ活動や街宣活動の動画を動画投稿サイトに投稿したものの3件(案件番号 平28-2、4、5)について、審査会の答申を踏まえて、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止措置として当該動画サイト運営者に削除を要請したことを明らかにするとともに、投稿者と思われる者のハンドルネームを公表(条例に基づく初の公表)。
- 平成29年6月28日
 - ・大阪市内で行われたデモ活動の動画を動画投稿サイトに投稿したものの1件(案件番号 平28-1)について、上記3件と同様、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止措置(削除要請)を行ったことを明らかにするとともに、投稿者と思われる者のハンドルネーム公表を実施。

(参考)本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律【平成28年法律第68号】

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動につき、更なる人権教育や人権啓発等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、解消に向けた取組を推進すべく制定(前文)。
- ・国及び地方公共団体の責務(第4条)や基本的施策(相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等。第5条から第7条)を規定。
- ・平成28年6月3日に公布・施行。